

和建総号外  
平成17年5月2日  
(2005年)

業者各位

和歌山市建設部建設総務課長

和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱の一部改正について（お知らせ）

このことについて、別紙のとおり和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱を一部改正しましたのでお知らせします。

なお今回の改正は、別表の内容を主に改正しています。

## 和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の適正な履行の確保に資するため、本市が発注する建設工事等から暴力団の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、暴力団とは、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいい、暴力団関係者とは、暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。

### (指名停止)

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは 和歌山市建設工事等暴力団排除対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。

### (指名停止の通知)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。

### (下請負の禁止)

第5条 市長は、第3条の規定に基づく指名停止期間中の有資格業者が本市発注の建設工事等に係る下請負をすることを認めないものとする。

### (工事妨害の際の措置)

第6条 市長は、本市発注の建設工事等の受注業者から暴力団による工事妨害又は不法な介入を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

### (委員会の設置及び審議)

第7条 本市に第3条に規定する指名停止について審議を行うため、和歌山市建設工事等暴力団排除対策委員会を置く。

### (委員会の組織)

第8条 委員会は委員長及び委員によって組織し、委員長は建設部担当助役をもって充て、委員は建設部長、建設部次長、建設総務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。
- 3 委員長に事故がある場合は、建設部長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、会議を開催するときは委員のほか、関係すると認められる部署の部長及び課長を審議に参加させなければならない。
- 5 委員会は、警察の意見を聞くものとする。
- 6 委員会の事務を補助するため、事務局を建設総務課に置く。

### (情報の入手及び事案の確認)

第9条 委員会は、警察と密接な連携のもとに運営するものとする。

2 委員会は、警察以外の関係官庁その他の機関から暴力団に関する情報の提供があったときは、警察にその確認を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員会の構成員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年12月21日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

#### 別表

措置事由	除外期間
1 有資格業者又は有資格者が法人である場合は役員、支配人又は支店若しくは営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店若しくは営業所の代表者(以下「有資格業者の役員等」という。)が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から2年
2 有資格業者、有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していていると認められるとき。	当該認定をした日から2年
3 有資格業者、有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から2年
4 有資格業者、有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、また、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2年
5 有資格業者、有資格業者の役員等が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から2年